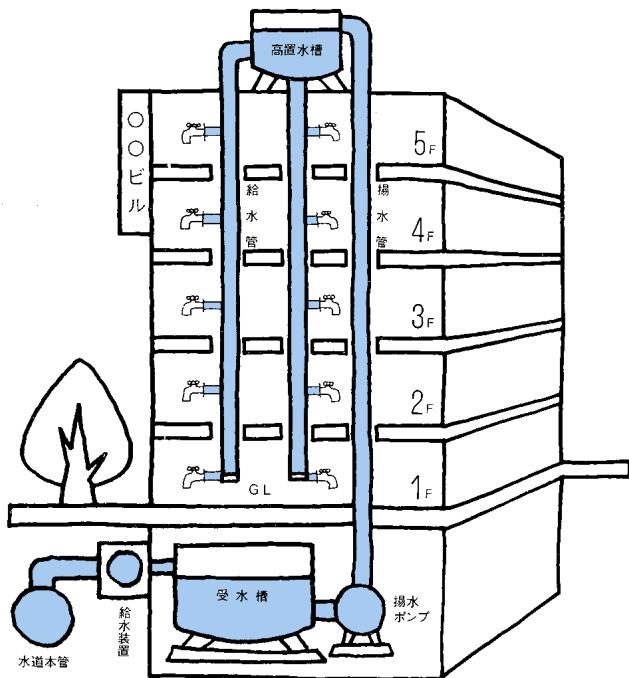


簡易専用水道の衛生管理

—あなたの飲み水・安全ですか?—



貯水槽をもつ水道のうち、貯水槽の容量が 10m^3 を超えるものは、水道法で「簡易専用水道」とよばれ、①設置者が衛生的に管理すること、②定期に検査を受けること、が義務付けられています。

簡易専用水道とは?

市町村の水道から供給される水だけを水源として、その水を貯水槽に溜め、高置水槽に揚水するか、又は直接ポンプで施設内の各所に給水する水道で、貯水槽の有効容量^(※1)が 10m^3 を超えるもの^(※2)を「簡易専用水道」といいます。

※1 有効容量とは、貯水槽内の最低水位と最高水位の間の水量のこと。
※2 工場などに設置されているもので、全く飲み水として使用しない

水槽は 10m^3 を超えていても簡易専用水道には該当しません。

地下水(井戸水)や沢水などを貯水槽に溜めて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100人を超える住居者に供給する場合、又は一日最大給水量が 20m^3 を超える場合は、「専用水道」として別の規制を受けます。

また、自家水道であって、1日あたり利用者が100人を超える場合(居住していない場合も含みます。)は、「学校事業所等水道」としての規制を受けます。

簡易専用水道の管理

1 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関による検査を受ける義務

設置者は、毎年1回以上定期に国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、検査(有料)を受けなければなりません。この検査は、水質検査ではなく、施設の衛生状態や図面、書類を主に確認します。

① 水槽等の外観検査

水槽等の点検や、その周辺の衛生状態について検査します。

② 給水栓における水質の検査(水道法水質基準の検査とは異なります)

臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の測定をします。

③ 書類検査

設備等の関係図面、水槽の清掃の記録、その他管理の記録について検査します。

なお、この検査を受けない場合は、水道法第54条第1項第8号により100万円以下の罰金に処せられことがあります。

* 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関については、次ページをご参照ください。

④ 法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

(岩手県内に事務所を置く検査機関)

(令和7年3月1日現在)

名称	住所	電話番号
一般財団法人岩手県薬剤師会 検査センター	〒020-0125 盛岡市上堂3丁目17-37	019-641-4401
株式会社江東微生物研究所 盛岡営業所	〒020-0891 矢巾町流通センター南 3丁目2-17	019-614-0127
株式会社大東環境科学 総合技術センター	〒028-3621 矢巾町大字広宮沢1-265	019-698-2671
株式会社 EYS	〒023-0889 奥州市水沢字高屋敷24-1	0197-24-4244

2 衛生的な管理

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。次の事項について衛生管理を行ってください。

① 貯水槽の清掃

貯水槽、高置水槽は、毎年1回以上定期に清掃することが義務付けられています。

② 施設の点検

施設は、月1回を目安に点検をしてください。

なお、地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検してください。

また、点検で破損・不備などを確認した場合は、速やかに改善してください。

- ・ 水槽周辺に異常はないか。整理整頓されており衛生的か。
- ・ 水槽の破損はないか。亀裂はないか。
- ・ マンホールはしっかりと密閉されているか。施錠されているか。
- ・ オーバーフロー管、通気管の防虫網は破れていないか。
- ・ 水槽内部に異物の混入はないか。

③ 水質検査の実施

給水栓から透明なガラスコップに水を採り、水の色、濁り、臭い及び味などに異常がないかを毎日検査してください。なお、週1回程度は残留塩素を測定し、水質状況を確認する必要があります。

④ 図面、書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存してください。

3 市への届出

新たに簡易専用水道を設置した場合、既存の簡易専用水道を変更・廃止した場合は、市への届出が必要です。

① 設置届

- ・ 新たに簡易専用水道を設置する場合
- ・ 既存の貯水槽の有効容量が10m³を超え、新たに簡易専用水道に該当することになった場合
- ・ 既存の簡易専用水道を建て替え、改めて簡易専用を設置する場合

② 変更届

- ・ 設置者の住所、氏名などに変更があった場合
- ・ 簡易専用水道の所在地に変更があった場合

- 簡易専用水道の概要を変更した場合（高置水槽の撤去など）

③ 廃止届

- 簡易専用水道を利用しなくなった、又は、撤去した場合
- 有効容量が 10 m³以下となり、簡易専用水道に該当しなくなった場合

汚染事故が起きたとき

水質に異常を認めたときや、給水される水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、次のような措置をとることが義務づけられています。

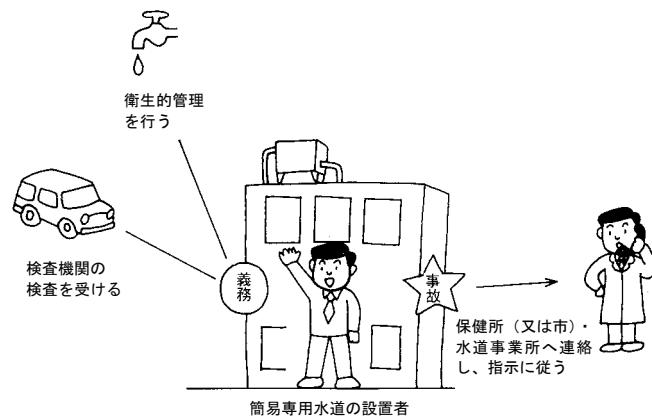
- 水質に異常を認めたときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- 給水された水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止し、使用者などに周知する。

また、水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに市担当部署に連絡し、その指示にしたがってください。

事故の原因の除去、給水の再開等についても、市の指示にしたがってください。

【問い合わせ先】

滝沢市 市民環境部 環境課
〒020-0692 滝沢市中鵜飼 55
電話 019-656-6510（直通）
FAX 019-684-2120



関係法令抜粋

水道法

(用語の定義)

第3条第7項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第34条の3 前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(改善の指示等)

第36条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を探るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることができないときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるとても、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(市又は特別区に関する読み替え等)

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項において準用する第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

(罰則)

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

十 第 37 条の規定による給水停止命令に違反した者

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

八 第 34 条の 2 第 2 項の規定に違反した者

第 56 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する第 52 条から第 53 条の 2 まで又は第 54 条から第 55 条の 2 までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第 2 条 法第 3 条第 7 項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

水道法施行規則

第四章 簡易専用水道

(管理基準)

第 55 条 法第 34 条の 2 第 1 項 に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 水槽の掃除を毎年 1 回以上定期に行うこと。

二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第 56 条 法第 34 条の 2 第 2 項 の規定による検査は、毎年 1 回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。

第4 施設の把握

- 1 設置者は、施設について市の指導があったときは簡易専用水道設置（変更・廃止）届（様式第1号）により、すみやかに市に次の届出を行うものとする。
 - (1) 施設を設置したときは設置の届出をすること。
 - (2) (1)の届出内容を変更したときは変更の届出をすること。
 - (3) 施設を廃止したときは廃止の届出をすること。

第5 検査体制

- 1 設置者は、検査機関に対し、法第34条の2第2項に基づく施設検査の依頼を行うものとする。

第6 検査後の指導等

- 1 設置者は次のことを行うものとする。
 - (1) 市から簡易専用水道改善指導通知書（様式第7号）等により改善指導があったときは、すみやかに改善を行い、簡易専用水道改善済届（様式第8号）により報告を行うこと。
 - (2) 法第36条第3項による必要な措置を指示されたときは、その期限内に施設の改善を行い、すみやかに簡易専用水道改善措置報告書（様式第9号）を提出すること。
 - (3) 法第37条による給水停止命令を受けたときは、利用者にその旨周知するとともに、これに従うこと。